

自動車乗入口設置工事 申請書作成の手引き

(道路法第24条に基づく工事施工承認申請)

愛知県尾張建設事務所

維持管理課 管理第一グループ

TEL 052-961-4419

FAX 052-961-7879

平成26年4月

目 次

1. 申請の方法	1
2. 許可基準	2
3. 提出書類	5
4. 書類提出から承認及び完了まで	10
5. 様式・基準・標準図	13
申請書様式・記入例	14
歩道の自動車乗入部選定表	16
自動車乗入口形状図	17
ブロック詳細図	22
舗装構成図	27
排水施設詳細図	28
保安設備等計画図	29
確約書	30
誓約書	31
工事着手届・工事完了届	32
チェックリスト	33

1. 申請の方法

(1) 乗入工事に関する基本的事項

乗入口設置工事は、乗入口を必要とする申請者の方が工事費用等を負担する『承認工事』により施工していただきます。

乗入口も道路の一部であり公共施設です。申請者は歩行者、自転車、その他一般の通行に優先して乗入口を設置できるわけではありません。

歩道、植栽帯等の道路敷地内に私物（のぼり旗、立看板等）を設置することはできません。

道路の構造は、交通事情の変化に伴い変更される場合があります（例 中央分離帯設置等）このような道路構造の変更による「使い勝手の制約」が将来にわたることをご承知おきください。

(2) 申請の方法

歩道としての本来の機能を損なうことのないよう、施工内容が愛知県の道路構造の手引き等に準拠していることを審査するために、申請書を提出していただきます。申請手数料は不要です。

申請書類についてこちらからお尋ねする場合がありますので、申請者とは別に申請書類について説明のできる方の名前及び連絡先（電話番号）を記入してください。

施工内容が愛知県の基準に合わず、承認できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2. 許可基準

歩道に自動車の乗入口を設けるには、歩行者の安全の確保及び車両の出入りによる歩道の損傷防止のため、様々な制約がありますので、以下の例示をよく見て書類を作成してください。

(1) 乗入口の設置を禁止する箇所

道路交通法第 44 条各号に規定されている箇所及びその他道路交通、歩行者及び自転車通行者に支障を与える恐れのある箇所における自動車乗入口の設置は原則として禁止です。ただし、次の 2 つの条件をみたす場合は例外とします。

条件 1 当該自動車乗入口の設置が、真にやむを得ない場合。

条件 2 1 の場合で、当該自動車乗入口を設置する地域を所轄する警察署長との間で、その設置について協議が整った場合。

<参考>

道路法 44 条の各号に規定されている箇所とは、次の箇所をいう。

(各用語については道路交通法第 2 条の定義による)

- ① 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- ② 交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 メートル以内の部分
- ③ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5 メートル以内の部分
- ④ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分
- ⑤ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10 メートル以内の部分
- ⑥ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分

(2) 設置箇所数

乗入口の設置箇所数は、1 施設 1 箇所とします。

ただし、ガソリンスタンド、駐車場、店舗等で、自動車の乗入れが多い箇所又はその他やむを得ないと認める場合は、この限りではありません。

※乗入口は幅・数とも必要最小限となるよう計画してください。

(3) 乗入口の設置幅

乗入口の設置幅及び輪荷重影響幅は、原則として下表のとおりです。

歩道の形式 自動車の種類		フラット式 セミフラット式	マウントアップ式	
			ブロックすり付け	ブロック巻き込み
乗入口の設置幅	A型	3.0m	3.0m	4.0m
	B型	6.0m	6.0m	7.0m
	C型	必要幅 (10.8m以下)	必要幅 (10.8m以下)	必要幅 (12m以下)
輪荷重影響幅	A型	1.5m	1.5m	1.0m
	B型	2.0m	2.0m	1.5m
	C型	2.6m	2.6m	2.0m

※自動車の種類は以下とおりです。

A型：乗用車・小型貨物自動車

B型：普通貨物自動車用 6.5 t 積以下

C型：大型・中型貨物自動車用 6.5 t を越えるもの

※C型については、最大乗入幅を示しています。設置にあたっては、車両走行軌跡図による必要幅の算出が必要です。

※乗用車、小型貨物自動車が乗入れる場合は原則A型となりますが、真にやむを得ないと判断される場合には、6 m以内（ブロック巻き込みのマウントアップ式の場合は7 m以内）で、かつ、車両走行軌跡図により算出した必要最低限の幅とすることができます。ただし、この場合には、舗装構成、輪荷重影響幅及びその他の設置基準が全てB型の基準となります。

※乗入口は幅・数とも必要最小限となるよう計画してください。出入りが想定される車両の大きさ、民有地内の利用形態等に照らし合わせて審査しますが、必要最小限と認められない場合には承認できないこともあります。

(4) 乗入口の設置角度

自動車乗入口は、車道中心線に対し直角に設置することを原則とします。

(5) 歩道の自動車乗入部の形状

乗入部の形状や歩道のすり付けは、歩道の自動車乗入部形状図を標準とします。形状図は、本手引き『5. 様式・基準・標準図』にありますので参照してください。

(6) 不要となる乗入口

不要となる既設の乗入口は、閉鎖してください。その費用は申請者負担となります。

(7) 現場発生材

乗入口設置に伴い発生したガードレール等の現場発生材は、申請者の方の責任において処分してください。

(8) 植栽の取り扱いについて

①高木の取り扱い

乗入口から民地側に向かって左側 6 m、右側 4 mの部分に高木があると視界をさえぎることとなり危険ですので、その区間にある高木は伐採してください。

②低木の取り扱い

移植が原則となります。同一路線の植栽帯の中であいている部分に移植をしてください。移植計画（樹種・本数・移植先等を明記したもの）を提出してください。

(9) 共同施工について

乗入口設置箇所他に他の占用工事（水道・ガス・下水等）が予定されている場合、共同施工をお願いします。共同工事を行うことにより、道路の交通規制期間が縮減されるほか、舗装の本復旧工事が一度で済むため工事の縮減にもなります。

3. 提出書類

(1) 書類一覧

提出書類は以下のとおりです。★印の書類については、この手引きに様式や標準図が載っています。注意事項に従って処理をすればそのまま申請書類として使用できますが、切り貼りをを行った場合は、コピーした写しを提出してください。

申請書類は、A4サイズ折り（縦型）とし、左端2箇所をホッチキス等でとめてください。添付図面が大きいものについては、巻末に封筒を付け、それに入れても構いません。

- ★ ① 申請書表紙
- ② 理由書
- ③ 位置図 （縮尺 1/25000～1/1500 程度）
- ④ 公図の写し
- ⑤ 平面図 （縮尺 1/100～1/500 程度）
- ⑥ 横断面図 （縮尺 1/100～1/200 程度）
- ★ ⑦ 自動車乗入口形状図
- ★ ⑧ 構造図等
- ⑨ 保安設備設置計画図
- ⑩ 現況写真
- ★ ⑪ 確約書（乗入舗装をAs舗装で施工する場合）
- ★ ⑫ 誓約書
- ⑬ その他
 - ◇ 車両走行軌跡図（C型乗入口を設置する場合等）

(2) 書類作成の注意事項

- ① 申請書表紙
 - ・ 2部とも申請者の押印をしてください。
 - ・ 本手引き『5. 様式・基準・標準図』に添付された記入例に記載の注意事項を準拠してください。

② 理由書

- ・ 様式は任意です。
- ・ 申請書表紙の『工事を必要とする理由』の欄に記載できる場合は、そちらに記載して頂いても結構です。
- ・ 乗入口を設置する理由、とりわけB型C型乗入口の場合はその選定理由を記述してください。
- ・ 乗入口を2箇所以上設置する場合も理由を記述してください。
- ・ その他、特に明記する事項があれば記述してください。事前相談や申請書類の審査結果を踏まえ、状況や確認をした内容を明記していただくこともあります。

③ 位置図（縮尺 1/25000～1/1500 程度）

- ・ 建設事務所担当者が現地確認や完了検査等に行く時に参考となる案内図で、住宅地図や道路マップ等の写しでもかまいません。

④ 公図の写し

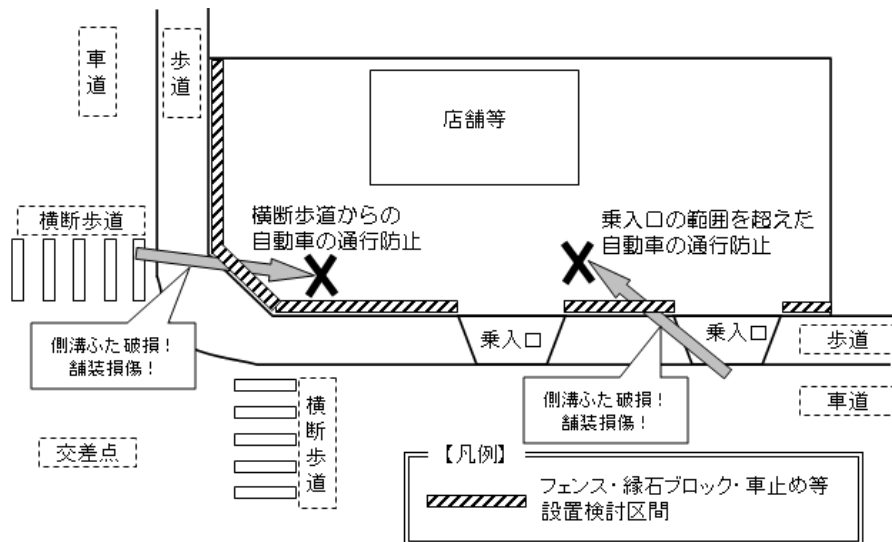
- ・ 法務局で写しをとることができます。
- ・ 申請箇所が分かるようマーキングしてください。

⑤ 平面図（縮尺 1/100～1/500 程度）

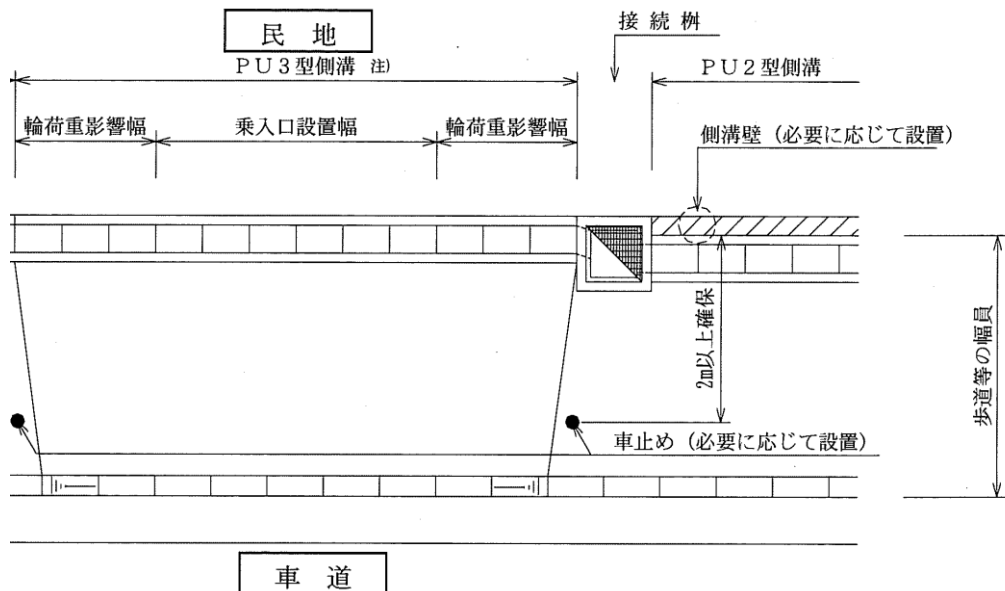
- ・ 乗入れを必要とする敷地の形状及び建物等の位置、特に車庫又は駐車場の位置が分かるようにしてください。
- ・ 工事前と工事後の両方があれば分かりやすいです。
- ・ 参考資料として「道路台帳平面図」の写しを必要とされる場合はお申し出ください。
- ・ 申請する乗入口の両端から少なくとも前後10m以内の道路施設等とその位置・寸法を明示してください。
- ・ 側溝を造りなおす場合は、その位置と長さを記入してください。
- ・ 建物新築等に伴う場合は、建築確認申請に用いる敷地内平面図を添付してください。
- ・ 店舗・集合住宅等、集合駐車場に伴う場合は、民地内の駐車場経路や駐車位置を示す計画平面図を添付してください。
- ・ 乗入口以外の歩道内への車両進入を防止するため、状況により民地内に構

造物（フェンス・縁石ブロック・車止め等）の設置をお願いしています。
特に2箇所以上の乗入口の設置される場合や、側溝上を通過する可能性がある場合は側溝蓋等の道路施設の損傷となりますので、民地内または歩道上に車両進入防止対策を行ってください。その構造について平面図に明示するとともに、詳細図を添付してください。

<参考図1 民地内に縁石ブロック等を施工する場合>



<参考図2 歩道側に縁石ブロックを施工する場合>



注) C型の場合は、スリット付き円形水路等を用いること

⑥ 横断面図（縮尺 1/100～1/200 程度）

- ・ 乗入口を設置する道路の幅員構成（車道や歩道、歩道内の植栽帯や側溝などの幅）と横断勾配及び高さが分かるように作成してください。
- ・ 道路区域と民地との境界を明記してください。

⑦ 自動車乗入口形状図

- ・ 本手引き『5. 様式・基準・標準図』に標準の形状図が掲載されていますので、参照してください。
- ・ 本手引きの標準図をそのまま使用していただいても結構ですが、形状図にはA型からC型までの3つの数値が表示されていますので、申請に関係のない部分は×や＝などで消してください。
- ・ 形状図における乗入口の設置幅は、対象車両ごとに許可できる上限の数値であるため、車庫や店舗等の形状により、それ以下の必要最低限の幅とすることができます。

⑧ 構造図等〔舗装構成図、側溝詳細図、歩車道境界ブロック詳細図、その他構造図〕

- ・ 申請する乗入口工事に関係するものを添付してください。主なものは本手引き『5. 様式・基準・標準図』に掲載されていますので、活用していただいても結構です。

⑨ 保安設備設置計画図

- ・ 承認後に警察署へ提出する道路使用許可申請書にも必要となる図面です。
- ・ 本手引き『5. 様式・基準・標準図』に記入例と注意事項が掲載されていますので、参照してください。
- ・ 『道路工事保安設備設置基準（案）平成19年4月 愛知県建設部』を準拠してください。愛知県建設部道路維持課のホームページからダウンロードできます。

愛知県 建設部 道路維持課 URL : <http://www.pref.aichi.jp/douroiji/>
『道路工事保安設備設置基準（案）平成19年4月 愛知県建設部』

- ・ 別途、保安設備標準様式図を添付してください。保安設備標準様式図は前出の設置基準に掲載されています。申請に関係のない部分は×や＝などで消すなど、使用する保安設備を明確にしてください。
- ・ 仮設歩道は民地側への設置を検討した上で、不可能な場合に車道への設置を計画してください。

⑩ 現況写真

- ・ 前面及び側面から撮影し、乗入口施工前である現在の状況が分かる写真を添付してください。
- ・ 写真に工事予定箇所を赤ペン等で表示してください。

⑪ 確約書

- ・ 乗入口の舗装をアスファルトで施工する場合、施工を確実に行ってもらうための確約書です。

⑫ 誓約書

- ・ 承認後に所定の規定・条件・指示事項を守って工事を施工する等の誓約書です。

⑬ その他

- ・ 関連する事項について確認するために、別の図書を求めることがあります。例えば以下のものがあります。

◇ 車両走行軌跡図

- ・ C型乗入口を設置する場合や、原則A型となる車両の乗入口でやむを得ずB型を選択する場合に必要となります。申請する乗入口の幅が必要最小限であることを確認するための図面です。軌跡図から乗入口の幅に余裕がみられる場合は許可できませんのでご了承ください。

(3) 綴り方

申請書類はA4サイズ縦型とし、左端をホッチキス等でとめてください。図面等が大きいものについては、A4サイズに折って他の書類と一緒に綴じるか、巻末に封筒を付けそれに入れてもかまいません。

原則、『(1) 書類一覧』の番号順に綴じてください。

(4) 提出部数

この申請書は**2部提出**してください。

うち1部は知事の承認を得た後、許可書として申請者の方にお返しします。

4. 書類提出から承認及び完了まで

申請書類を尾張建設事務所維持管理課にお持ちください。窓口で書類の不備等の簡単な確認を行った上で受理します。その後、当事務所の担当者が申請書の内容について審査を行います。その後、審査意見がある場合、それに対する再検討を行っていただくために電話連絡等をしますので内容修正等をお願いします。

書類が全て整いましたら、当事務所長の承認を得て承認書を発行します。発行後、お電話にてご連絡します。承認書は、申請書類を受理してから営業日で15日間以内（内容修正期間を除く）に発行します。

承認後、以下の手続きが必要となりますので、あらかじめご承知おきください。

◇ 道路使用許可申請

工事を行うことによって、歩道や車道を規制することになるため、道路交通法第77条に基づく道路使用許可が別途必要になります。各警察署にて手続きを行ってください。

◇ 『着手届』の提出

現場での工事に着手後速やかに提出してください。押印は不要です。様式は愛知県尾張建設事務所維持管理課のホームページの主な様式のダウンロード（道路）からダウンロードできます。必要な方は許可書発行時に受付へお声かけください。

◇ 『完了届』の提出

工事が全て完了した後、次の各種写真を添付のうえ工期内に提出してください。

- ① 全景（着手前、完了後）
- ② 路盤（厚み・転圧状況・路盤厚が25cmの場合は2層に分けて施工し各層の写真も撮る事）
- ③ C o 舗装（舗装部掘削後の全体写真・コンクリートの厚み・施工状況）
- ④ A s 舗装（舗装部掘削後の全体写真・各層毎の厚み・転圧状況・各層のタックコートとプライムコートの散布状況・全面散布後の全景写真）。
- ⑤ 各種構造物（側溝、歩車境ブロック等）の製品寸法写真。基礎礫、基礎コンクリート及び敷きモルタルの幅・厚み。
- ⑥ 乗入の間口の幅
- ⑦ 保安設備

⑧ その他 植樹移植状況（着手前、完了後）

◆ 工事施工について

施工にあたっては、愛知県建設部 土木工事標準仕様書を遵守してください。

◆ 『完了検査』と瑕疵担保責任について

完了検査は主として写真にて行いますが、特に必要とする場合は現場で検査を行いますので、連絡する日時に立会をお願いします。

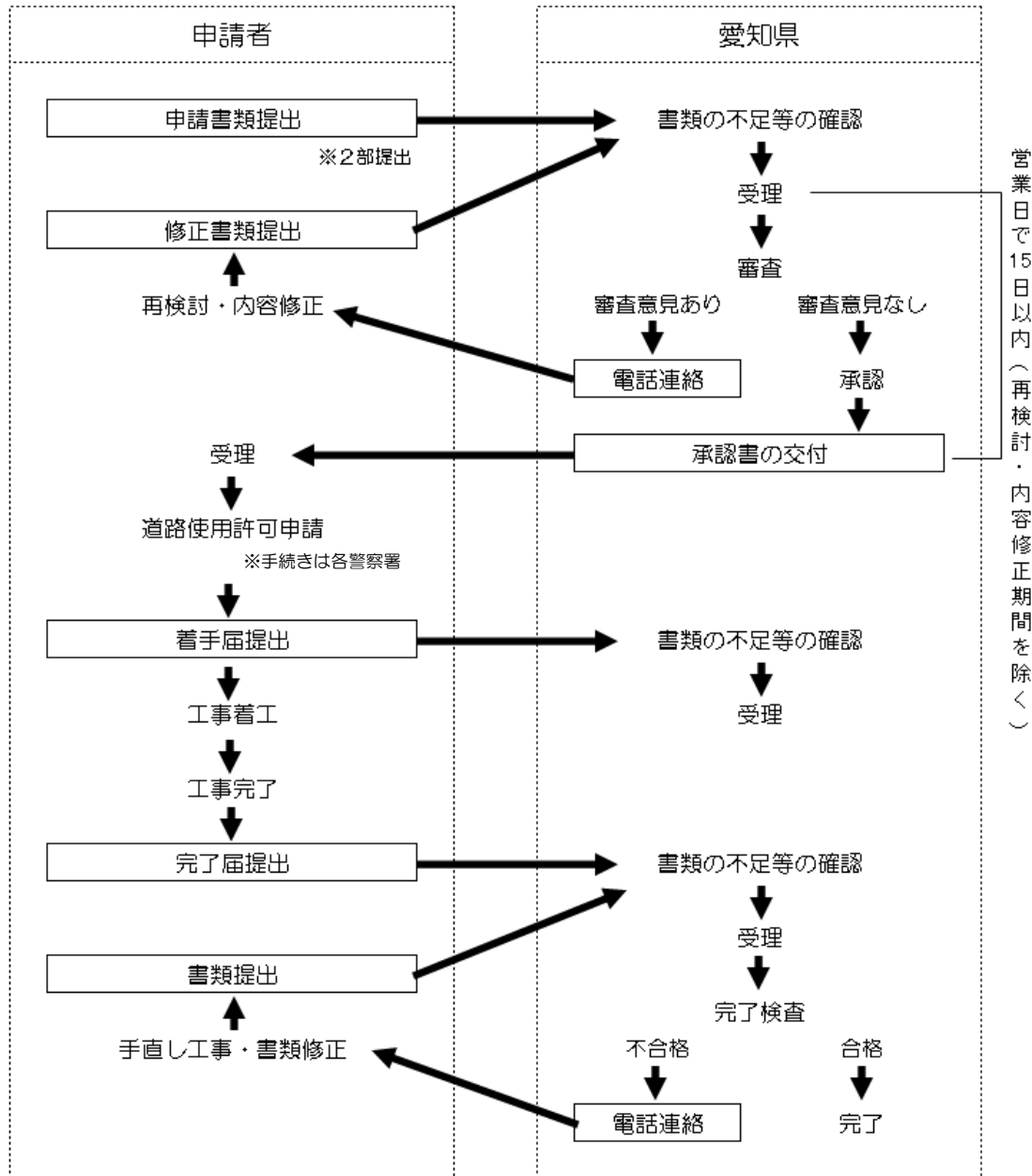
完了検査に合格した施設は、それ以後愛知県の施設として県が維持管理を行いますが、次の場合は瑕疵担保責任として申請者の方に手直しをしていただく義務が生じますのでご注意ください。

① 施工不良等によるもの（工種により1～5年の責任期間）

（根拠法令：『道路占用工事の実施に関する基準』第19条（承認工事も準用する））

② 自動車荷重に対応していない部分（舗装や側溝等）に車両が乗る等、使用方法に過失があった場合

<参考：手続きの流れ>



5. 様式・基準・標準図

申請書類に必要な様式や基準、構造図のうち、主なものとして下表のとおり掲載します。様式や構造図は申請書類として使用できますが、下表、本章内に記載の基準及び『3. 提出書類』での特記事項を参照し、不備の無いよう作成してください。

【様式・基準・標準図一覧】

書類名	特記事項
申請書様式・記入例	記入例に記載の注意事項を準拠してください。
歩道の自動車乗入部選定表	この表を参照して乗入口選定図、歩車境ブロック詳細図について該当する形状図を選択してください。
自動車乗入口形状図	不要な図面は×で消すなど、対象図面を明確にしてください。 各図面にはA型B型C型の3つの数値が表示されていますので、不要な数値を二重線(=)で消してください。A型はカッコなし、B型は()、C型は[]で表示されています。
ブロック詳細図	不要な図面は×で消すなど、対象図面を明確にしてください。また、現地調査の結果、数値の修正の必要がある場合は明記してください。 L型街渠やベース付歩車境ブロック等のプレキャスト製品を使用する場合は、別途詳細図を作成してください。
舗装構成図	構成図に記載の注意事項を準拠してください。
排水施設詳細図	一般的なプレキャスト側溝と現場打ち側溝が記載されています。スリット型側溝など、各メーカーごとに形状の異なるものを使用する場合は、別途詳細図(カタログ等でも可)を添付してください。
保安設備等計画図	民地側に仮設歩道を設置した例が記載されています。参考の上、現地の状況や施工方法等に即した計画図を作成してください。
確約書	乗入舗装をアスファルト舗装で施工する場合に添付してください。
誓約書	申請の際に添付してください。
チェックリスト	

様式第1(第2条関係)

道路に関する工事の設計及び 実施計画承認申請書		平成 年 月 日 (郵便番号)
道路管理者	愛知県知事殿	住所 氏名 (名称及び) 電話 代表者氏名 連絡先 氏名 電話 印
下記のとおり、道路に関する工事の設計及び実施計画を承認してください。 記		
1	工事の場所	住所 路線名
2	工事の種別	
3	工事の概要	
4	工事の実施方法	
5	工事の期間	承認の日から 日間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
6	概算工事費	
7	工事を必要とする理由	
上記のとおり承認します。ただし、次の条件を守ってください。 平成 年 月 日 道路管理者 愛知県知事		尾建第 ー 号
条 件	別紙のとおり	

備考 添付する図書

- (1) 位置図(縮尺25000~1500分の1程度)
- (2) 土地整理図の写し
- (3) 平面図(縮尺100~500分の1程度で工事前、計画がそれぞれ判るもの)
- (4) 道路横断図(縮尺100~200分の1程度で工事前、計画がそれぞれ判るもの)
- (5) 自動車乗入口形状図
- (6) 構造図(縮尺100分の1以上)
- (7) 保安設備図
- (8) 工事箇所の写真(前面及び側面から撮影したものに工事予定箇所を赤で表示)
- (9) その他添付の指示のあった図書類(契約書、同意書、確約書、道路植栽施設図、仕様書、工程表、他法令許可の写し等)

様式第1(第2条関係)

道路に関する工事の設計及び 実施計画承認申請書			
道路管理者	愛知県知事殿		
	平成〇〇年 〇月 〇日 (郵便番号)		
	住所 氏名 (名称及び代表者氏名) 電話 連絡先氏名 電話		
	印		
下記のとおり、道路に関する工事の設計及び実施計画を承認してください。			
記			
1	工 事 の 場 所	住所 豊橋市〇〇町〇〇番地〇地内	→ 自動車の乗入れを必要とする土地の地番を書く。
		路線名 一般県道 豊橋環状線	
2	工 事 の 種 別	自動車乗入口設置	→ 「自動車乗入口設置」と書く。
3	工 事 の 概 要	別紙のとおり	
4	工事の実施方法	請負	→ 「直営」又は「請負」と書く。
5	工 事 の 期 間	承認の日から 日間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	→ 許可を受けた後すぐに着工する場合は上段に必要な日数を記入し、その他の場合は下段に着工予定日及び完了見込みの日を記入する。
6	概算工事費		
7	工事を必要とする理由		→ 理由書を添付しない場合は、この欄に自動車乗入口が必要となった理由を書く。 (例)「駐車場を設置するため」「車庫を設置するため」等
上記のとおり承認します。ただし、次の条件を守ってください。		尾建第 ー 号	→ この欄は記入しないこと。
平成 年 月 日 道路管理者 愛知県知事			
条 件	別紙のとおり		

記入例

→ 担当者又は連絡先を書くこと。

→ 自動車の乗入れを必要とする土地の地番を書く。

→ 国道の番号又は県道の名称を書く。

→ 「自動車乗入口設置」と書く。

→ 「直営」又は「請負」と書く。

→ 許可を受けた後すぐに着工する場合は上段に必要な日数を記入し、その他の場合は下段に着工予定日及び完了見込みの日を記入する。

→ 理由書を添付しない場合は、この欄に自動車乗入口が必要となった理由を書く。
(例)「駐車場を設置するため」「車庫を設置するため」等

→ この欄は記入しないこと。

備考 添付する図書

- (1) 位置図(縮尺25000~1500分の1程度) (2) 土地整理図の写し
- (3) 平面図(縮尺100~500分の1程度で工事前、計画がそれぞれ判るもの)
- (4) 道路横断面図(縮尺100~200分の1程度で工事前、計画がそれぞれ判るもの)
- (5) 自動車乗入口形状図 (6) 構造図(縮尺100分の1以上)
- (7) 保安設備図
- (8) 工事箇所の写真(前面及び側面から撮影したものに工事予定箇所を赤で表示)
- (9) その他添付の指示のあった図書類(契約書、同意書、確約書、道路植栽施設図、仕様書、工程表、他法令許可の写し等)